

平成 24 年 6 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 ネットインデックス  
 代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 司  
 ( J A S D A Q ・ コード 6634 )  
 問 合 せ 先  
 役 職 ・ 氏 名 代表取締役副社長兼経営企画部部长 石原 直樹  
 電 話 03-6880-9811

### 第三者割当による新株式発行及び第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行 並びに第 10 回新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 6 月 18 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による新株式の発行及び第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第 10 回新株予約権発行について決議致しましたので、お知らせ致します。

#### 記

#### I. 第三者割当による新株式発行及び第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行並びに第 10 回新株予約権発行

##### 1. 募集の概要

##### (1) 新株式発行募集の概要

(1) 発行期日	平成 24 年 7 月 4 日
(2) 発行新株式数	普通株式 4,264 株
(3) 発行価格	1 株につき 23,450 円
(4) 発行価額の総額	99,990,800 円
(5) 資本組入額	1 株につき 11,725 円
(6) 資本組入額の総額	49,995,400 円
(7) 払込期日	平成 24 年 7 月 4 日
(8) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当 株式会社アイキューブ (4,264 株)
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

##### (2) 転換社債型新株予約権付社債の概要

(1) 発行期日	平成 24 年 7 月 4 日
(2) 新株予約権の総数	6 個
(3) 社債及び新株予約権 の発行価額	1 個につき 750,628 円
(4) 当該発行による潜在 株式数	23,028 株

(5) 資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	540,000,000 円 内金 540,000,000 円は当社に対する全債権（金銭債権 510,716,581 円（返済予定平成 27 年 2 月 27 日及び平成 27 年 5 月 21 日）と営業債権 38,305,000 円（返済予定平成 24 年 6 月 25 日））の一部（金 540,000,000 円）との相殺による払込であります。）。
(6) 転換価額	23,450 円
(7) 行使期間	平成 24 年 7 月 4 日から平成 25 年 7 月 3 日
(8) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当 株式会社フィスコ（23,028 株）
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

### (3) 新株予約権の概要

(1) 申込期日	平成 24 年 7 月 4 日
(2) 新株予約権の総数	2 個
(3) 発行価格	1 個につき 2,013,808 円
(4) 当該発行による潜在株式数	24,374 株
(5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	571,570,300 円
(6) 行使価額	23,450 円
(7) 行使期間	平成 24 年 7 月 4 日から平成 24 年 9 月 3 日まで
(8) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当 株式会社フィスコ（24,374 株）

(9) その他	<p>本新株予約権者は、本新株予約権の割当日に新株予約権 1 個につき 1 億円を預託し（以下、預託した金員を「預託金」という。）、または当社に対する元本 1 億円以上の債権を当社に譲渡することを予約する契約（以下「予約契約」という。）を締結し、かつ、預託金または予約契約を行使時まで継続していることを要するものとします。なお、預託金に利息は付さないものとします。</p> <p>本新株予約権者が本新株予約権を行使した場合、預託金は、当該新株予約権の行使時の払込に充当し、また、予約契約は解除するものとします。本新株予約権者は、行使期間内に本新株予約権を行使することを確約しておりませんが、行使期間内に本新株予約権を 2 個のうちいずれも行使しないときは、当社に対し、違約金として、行使しなかった本新株予約権 1 個につき 1 億円を支払うものとします。この場合、当社は、行使期間の末日の翌日に、預託金を違約金に充当し、または、予約契約に基づき債権譲渡を完結し、違約金の支払に代えて債権を取得することができます。本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものとあります。</p> <p>一定の条件を満たした場合は、当社の意向に基づき、当社からの本新株予約権の行使指示も、当社による本新株予約権取得も可能な内容となっており、当社にとって、より有利で柔軟な資金調達方法を選択することができます。</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>
---------	--

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 当該資金調達の目的及び理由

当社が事業を展開している情報通信関連市場におきましては、事業環境の急激な変化が続いております。日本市場への海外メーカーの参入拡大、またスマートフォン等の新たな端末機器群の本格的な普及に伴い、技術的にも変化が激しいなか、各種通信ソリューションの多様化、機器を接続する通信サービスの拡大等、様々な分野で競争が激化しております。

当社は、これまで通信事業者から新製品の開発、あるいは新通信技術の商品化を目的とする開発委託を受けて、自社開発を行い、開発完了とともに海外ベンダーへ製造を委託し、自社ブランド製品又は委託者ブランド製品（ODM製品）として製品を納入、販売してまいりました。したがって、顧客である通信事業者の期待に応じた技術やサービスの提供、及び製造コストの削減によるコストダウンが、当社の事業の成長性を大きく左右することとなります。

当社は、平成22年11月1日付で当社子会社でありました株式会社ネットインデックス・イー・エスを吸収合併し、また平成24年2月1日付でモバイルショップ事業を譲渡するなど、業務統合及び組織再編により経営の効率化を図ってまいりましたが、なお、大幅な収益力の改善には至っておりません。

業績面では、平成23年7月期決算は、売上高は2,855百万円、営業損失は45百万円、経常損失は105百万円、当期純損失は160百万円と、4期連続して最終赤字となっております。

当社の財務体質の改善のために、投資有価証券の売却をはじめとする保有資産の見直しをはじめ、平成23年8月23日には希望退職者の募集（本希望退職募集にて、当社の全正社員の約25%にあたる24名が応募し退職致しました。）を実施するなど、人件費の圧縮や販売費及び一般管理費の削減に努めてまいりました。

しかしながら、資産の圧縮や販売費及び一般管理費の削減にはおのずと限度があり、当社のお取引先様からの受注を受けるためには、開発製造コストが先行して支出するため、安定した資金供給が確保できない限り、新規の受注が困難になるという負のスパイラルに陥ってしまうこととなりました。

このような状況を改善するために、当社は、主に親会社であるインデックス社からの借入により運転資金を捻出してまいりました。しかしながら、当連結会計年度において、当社が金融機関からの新規運

転資金の調達は困難となったことに加え、親会社であるインデックス社本体において、バランスシートの早期健全化及び強化に取り組んでいるため、当社はインデックス社以外の新たな資金調達手段を目的とした資本政策を策定することが喫緊の課題となりました。

当社は、負のスパイラルを断ち切ると同時に、インデックス社の資金援助から独立するべく、間接金融・直接金融を含め、資金調達をあらゆる方面から検討・相手先との協議を進めてまいりました。

しかしながら、一部の金融機関からの融資を得たものの、当社の業績の減少傾向や財政状態が悪化している状態において、新規借入の交渉は困難を極めました。また同時並行で、エクイティ・ファイナンスによる資金調達も検討し、新株式発行、新株予約権発行の両面から検討してまいりました。しかしながら、複数の割当候補先との交渉を検討したものの、当社の財政状態及び業績の状況から、当社事業のポテンシャルを評価していただき、かつ事業シナジーが見込める新たな割当先を確保することはできませんでした。

一方で、インデックス社は自社の経営資源の有効活用のために、当社の伝送技術を高く評価し、将来の業績向上の実現可能性を総合的に評価したフィスコ社の100%子会社である株式会社フィスコ・キャピタル（以下「フィスコ・キャピタル社」といいます。）と交渉を開始し、フィスコ・グループによる第三者割当増資も含めて検討を重ねてまいりました。しかし、当社が昨年12月に提訴を受けた訴訟（平成24年1月5日適時開示、平成24年1月12日臨時報告書提出）等の法的リスク等の検証に時間を要することから、債権譲渡によりインデックス社が保有する当社に対する482,654,500円相当の債権を380,000,000円の譲受価額として、フィスコ・キャピタル社及び同社子会社であるイー・旅ネット・ドット・コム株式会社に譲り受けていただきました。フィスコ・グループは、当社に対して資本参加する強い意向があり、平成24年5月21日開催の当社臨時株主総会におきまして、インデックス社及びフィスコ・キャピタル社が推薦する新任取締役候補者（石原直樹氏、張偉氏、中道賢一氏）及び新任監査役（松崎祐之氏）候補者が承認可決されることを条件に、フィスコ・グループと当社の資本政策につき、度重なる協議を進めてまいりました。

平成24年5月21日開催の当社臨時株主総会において役員選任議案が承認可決されたことから、フィスコ・グループとの新たな資本政策の実行を以下のとおり取り組んでまいります。

当社の収益基盤の確立と成長の実現のため、財務体質の健全化、及び営業キャッシュ・フローの改善による事業基盤の再構築を急速に進め、フィスコ社の資本提携による全面的なバックアップのもとに、運転資金借入や金融機関との新規取引開拓をはじめとする財務面でのサポートや事業面における新たなビジネス領域の拡大を図ってまいります。そのため、今回は第三者割当による新株式発行、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行及び新株予約権の発行を講ずることと致しました。そして、この3つの調達は資金使途の割合に準じて金額を決定致しました。本第三者割当増資等によって自己資本の増強、債務の圧縮を図ると同時に、イー・旅ネット・ドット・コム株式会社及び子会社（以下「イー・旅ネット・グループ」といいます。）を連結子会社化して、手元流動性資金を確保し、また中国に幅広いネットワークを持つソフトウェアの受託開発事業を営んでいるアイキューブ社をフィスコ・グループよりご紹介頂き、同社の第三者割当増資の受入及び今後の事業上の協力を得ることにより、事業の再構築を行い、新たな成長戦略を進めてまいります。

イー・旅ネット・グループを子会社化する理由につきましては、イー・旅ネット・グループの事業モデルにおいては、売上代金は現金にて前受けにて回収される一方、買掛金の支払いは平均40日の後払いのため、当社が必要とする開発フェーズにおける先行投資資金調達のために、直接傘下の連結子会社とすることによって、グループ・ファイナンスとしての資金を最大限に効率的に活用し、有利子負債の削減と資金調達コストの低減が実現できるメリットを享受できます。

また、イー・旅ネット・グループを子会社化することにより当社グループとしての収益力の増加、事業ポートフォリオの分散によるリスクの低減等により、現体制では非常に困難な金融機関からの新規運転資金の実現と継続を目指します。また、当社が取り扱うコンシューマー向け製品は、製品ライフサイクルが短い事、且つ激しい価格競争により常にエンドユーザーのニーズを汲み取りながらニーズにマッチした高付加価値の製品を開発する必要があります。当社はイー・旅ネット・グループが蓄積してきた顧客データベースを活用することにより、当社の潜在顧客となり得る、普段からインターネットを利用するセグメントに対しピンポイントで効果的なマーケティングを実現してまいります。また当社はモバイルショップ事業を譲渡して以降、エンドユーザーに対する販売チャネルを持っていなかったが、Eコマースのノウハウを共有することで効率的なコンシューマー向け製品の販売網の構築が可能です。

中国の子会社設立の理由につきましては、中国において音声・データ・画像通信用機器、システム、ソフトウェア、ネットワーク機器、オーディオビジュアル機器のマーケティング及び企画並びにコンサルティング等を行うことにより、当社の売上高6割超を占めている中国におけるODM委託先との関係強化を行うとともに、急激な成長を見せる中国の通信事業市場において日本向けの画期的な商材を他社よりも早く見出し優位性を確保する事と、中国市場のニーズを見極め、事業展開を行っていくためであります。また中国の通信事業市場規模が既に日本を大きく凌駕しB2BのみならずB2Cにおける商品開発競争に拍車がかかっている現在、日本向けの画期的な商材を見出し、既存事業の売上拡大に資することは、同業他社との競争において必ずや優位性を発揮できるためであります。更に現在の為替水準を鑑み、今後の円安リスクの回避のためには、早急に当社の売上高6割超を占めている中国におけるODM委託先との関係を強化していくことが必要であるためでもあります。

なお、本第三者割当増資等により財務体質の強化と当社の事業基盤のインフラが整備された時点で、上記のような新規開発案件を推し進め、国内市場をはじめ中国市場に適合した当社の主力事業であるデバイス事業を展開してまいります。

## (2) 当該資金調達の方法を選択した理由について

当社は、前述の通り、過去借入れや公募増資を含む多種に渡る資金調達方法を検討しましたが、業績低迷による信用力の低下により新規借入による調達は困難と判断致しました。

そこで、本第三者割当増資等は、第三者割当による新株式発行、無担保転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の発行と異なる方法を同時に選択しております。

前述の通り、フィスコ社が共存共栄をはかる当社の新支配株主として50%以上の持分を取得するには10億円を超える資本の増加が必要であり、その額はフィスコ社にとって連結総資産の5割を超える負担を伴うものです。その資本投下が今後フィスコ・グループにとって企業価値を高めるものでなければならず、一時的な資金融通とすることはフィスコ社にとっても事業上のリスクとなります。したがって、今回の資本提携は、救済される側と救済する側の双方の株主にとって、すなわち、当社にとっては企業存続の意味から、フィスコ社にとっては再生後のグループ価値向上の意味から合理的なもの、いわばWIN-WINの関係を維持し、慎重に実行されなければならないと双方の経営陣が認識を一致させております。そこで双方の事業内容、リソースを一つ一つ分析し、資本投下後の効率的な経営体制を検討して必要資金を12.1億円とし、下記、新株割当増資（1億円）、新規発行新株予約権付社債（5.4億円）及び新株予約権（5.7億円）の三つの増資手法及び調達金額を合意しました。

### ① 新株式発行

必要とする12.1億円のうち、1億円は7月に予定する中国進出のための確実な資金確保が必要となることから、第三者割当による新株式発行を採用しました。引受人として、フィスコ社により、当社とシステム開発等シナジーを有するアイキューブ社を紹介して頂き、同額の引受を同意して頂きました。

以上により、成長著しい中国市場における体制整備のために設立及びその後2年間に必要となる資金であり、流動性確保するために新株式発行を採用致しました。

### ② 新株予約権付社債

債務圧縮について当社はフィスコ社と議論を重ね、現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による新株式発行も検討しましたが、ワンステップを踏むことと致しました。それは先に申し上げましたように、フィスコ社としても10億を超える大きな投資となる同社の既存株主保護のためにもその吟味が必要であるとともに、当社の財務体質改善の緊急性を勘案してのものであります。そこで、フィスコ社より当社金銭債権をまず社債に転換させてほしい旨の要請がありました。フィスコ社としては債権者よりも社債権者として当社に対する事業評価の厳しさを一層のものにしなが、当社との健全な緊張関係を作り上げて行きたいとのことで、当社としてもそのような健全な関係を維持しながら資本提携に進めていくことは妥当であると判断しました。事業評価の中で、出資に及ばない場合は社債権者としての法的地位を粛々と履行する一方、出資の場合はWIN-WINの関係を築くという当社とフィスコ社の双方の意思を表したものです。

フィスコ・グループは当該債権をディスカウントで取得しておりますが、フィスコ社として、一元管

理するためにフィスコ社に譲り受けられた後は、今後の資本提携を見込んで支払期限延長が同社により認められました。期限延長により、支払についての信用力、すなわち返済のリスクが軽減し、当社も額面で返済を予定できることから、額面での転換を認めております。なお、本転換社債型新株予約権付社債の払い込みは、当社に対する全債権（金銭債権 510,716,581 円（返済予定平成 27 年 2 月 27 日及び平成 27 年 5 月 21 日）と営業債権 38,305,000 円（返済予定平成 24 年 6 月 25 日））の内金 540,000,000 円との相殺による払込であり、対象債権は以下の通りです。

### ③ 新株予約権

イー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式の取得に約 5.7 億円を見込み、これに対する資金調達として、新株式発行も検討いたしました。割当先のフィスコ社からは、権利行使を選択できる新株予約権を要望されました。フィスコ社が新株予約権を要望された理由としまして、当社及びイー・旅ネット・ドット・コム株式会社を合わせた企業再編を今回の大規模な資本提携に際して検討中で、フィスコ社から当社がイー・旅ネット・ドット・コム株式会社を取得前に、想定されるオペレーションを吟味した上で再編の実効性の最終判断を下したいという要望が強く、そのような時間的猶予を講じることのできる資金調達の手段として新株予約権付与の提案を受けました。既に、フィスコ・グループの指名した役員がオペレーションの管理に当たっておりますが、短期的とはいえ、さらに現場のオペレーションの状況を実際に把握することで、全体としてのポスト・インテグレーション（再編後の統合）の実効性を確認する必要があるとフィスコ社は考えたようです。また平成 24 年 1 月 5 日適時開示にあるとおり当社が訴訟（訴訟目的価額 1 億 2 千万円）を受けた件を含む、法的リスクの検証にさらに時間を要する必要がある事、さらには、当社に対し自助努力での財務体質の改善を促して行きたいとの事でした。フィスコ社としては、フィスコ社の株主保護の観点から上記を考慮しなければならないという判断もあり、当社もそのような事情を考慮し、大口支援先であるフィスコ社からの申入れであることもあり、新株予約権の要望を受け入れました。また、事業評価の中で、フィスコ社が出資に及ばない場合でも当社には違約金として 2 億円が入手でき、出資の場合はWIN-WIN の関係を築くという当社とフィスコ社の双方の意思を表したものです。

（本新株予約権付社債の相殺の払込及び新株予約権発行の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の対象債権）

#### イ. 金銭債権

平成 24 年 6 月 18 日現在

譲受日（注 1）	弁済期日	借入金額（円）	利率	利息金額（円）
平成 24 年 3 月 29 日	平成 27 年 2 月 27 日	18,805,407	6.07%	347,137
平成 24 年 3 月 26 日	平成 27 年 5 月 21 日 （注 2）	192,654,500	6.07%	3,556,296
平成 24 年 3 月 26 日	平成 27 年 5 月 21 日 （注 2）	290,000,000	6.07%	5,353,241
		合計金額 501,459,907		合計金額 9,256,674

（注1） 上記対象債権は、平成 24 年 3 月 26 日及び 29 日に債権譲渡によりインデックス社が保有する当社に対する債権をフィスコ・キャピタル社及びイー・旅ネット・ドット・コム株式会社が譲り受けたものであります。なお、いずれの上記対象債権も平成 24 年 5 月 21 日付にてフィスコ社にへ譲渡されております。

（注2） 上記対象債権は、当初の返済期日は平成 24 年 5 月 22 日でありましたが、上記弁済期日へ延長されております。

（注3） 相殺による払い込み及び現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の対象となる金銭債権は当社運転資金（平成 23 年 1 月から 24 年 3 月の間の人件費約 400,000,000 円、材料費約 300,000,000 円）に充当するために調達されたものであります。

(注4) インデックス社との上記主要対象原債権は以下の通りです。

項 目	借 入 日	弁 済 期 日	借入金額(円)	利 率	残 高 ( 円 )
準金銭消費貸借契約	平成 23 年 3 月 31 日	平成 23 年 2 月 29 日	418,755,000	8.5%	253,454,500
金銭消費貸借契約	平成 23 年 8 月 31 日	平成 24 年 2 月 29 日	55,000,000	3.0%	55,000,000
金銭消費貸借契約	平成 23 年 8 月 31 日	平成 23 年 2 月 29 日	50,000,000	4.5%	50,000,000
金銭消費貸借契約	平成 22 年 10 月 14 日	平成 24 年 2 月 29 日	60,000,000	4.5%	60,000,000
金銭消費貸借契約	平成 24 年 1 月 5 日	平成 24 年 2 月 29 日	15,000,000	4.5%	15,000,000
金銭消費貸借契約	平成 23 年 5 月 27 日	平成 24 年 2 月 29 日	89,200,000	0.03%	29,200,000
金銭消費貸借契約	平成 23 年 5 月 27 日	平成 24 年 2 月 29 日	80,000,000	0.03%	20,000,000

ロ. 営業債権

対 象 契 約	契 約 期 間	未 払 金 額 ( 円 )
出向契約 (人事支援)	平成 24 年 6 月 25 日	585,000
経営指導契約	平成 24 年 6 月 25 日	27,720,000
経営コンサルティング契約	平成 24 年 6 月 25 日	10,000,000
合計		38,305,000

イ+ロ=549,021,581 (円)

今般の資金調達に際しましては、フィスコ・グループからは、当社に対する全貸付債権を相殺することにより、本新株予約権付社債に振り替えることの提案がありました。当社にとっては、借入債務が株式に転換する可能性が生じるメリットがある一方、前述のとおり、開発製造コストに係る運転資金確保が最重要課題であることから、フィスコ・グループに対して、当社の自己資本を増強するため、一定の手元流動性を確保する新株式の引受及び新株予約権の付与を打診して協議してまいりました。その結果、新株式の発行については、フィスコ・グループから第三者割当先として一定の事業の相乗効果が期待できるアイキューブ社をご紹介いただきました。同社からは1億円を限度として引き受けるとの回答をいただきました。また、本新株予約権付社債を引受けたフィスコ・グループからは、両者の関係を鑑みて短期間に行使可能な新株予約権をさらに引き受けさせていただくこととなりました。当該新株予約権の行使については、確約を頂けませんでした。行使を行わない場合は、違約金として、2億円を設定することを同意して頂いております。

今般の資金調達により、成長著しい中国市場において、当社の技術力を活かすためのマーケット調査及びコスト削減につながるODM先の選定などを目的に子会社を設立致します。また、フィスコ・キャピタル社の子会社であるイー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式を取得する予定です。イー・旅ネット・グループは、インターネット旅行事業において、顧客のニーズに対応するオーダーメイド型提案によるウェブ・マーケティングを得意分野としており、同社の安定的な収益基盤となっております。イー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式取得後は、イー・旅ネット・グループを連結の範囲に含めることにより、当社の主力事業であるデバイス事業、サービス&ソリューション事業に加えて、インターネット旅行事業を新セグメントとして創設することにより、インターネット旅行業におけるイー・旅ネット・グループの更なる成長戦略をサポートするとともに、今後、情報通信関連市場におけるエンドユーザーを意識した通信端末機器を開発していくために、最終消費者の声の「収集」から「分析」「共有」「改善」という流れを有機的に繋げ、顧客の声を活用するサイクルを仕組みとして構築し、組織的にマネジメントしていくための「商品開発コミュニティの構築」の実施を目指します。

当社といたしましては、競合の厳しい環境下において、デバイス事業をさらに成長させるためには開発資金の確保とともに、成長著しい中国やアジア諸国において、当社の技術力を活かした事業展開をしていくことが必要であると認識しており、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の第三者割当先であるフィスコ社及びアイキューブ社は、中国における幅広いネットワークを有しており、そのネットワークを最大限に活用することで、中国におけるデバイス事業の開拓に注力してまいります。

また、本新株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債発行については、本新株予約権付社債は、いったん社債に振り替わりますが、株式へ振替ることにより債務の圧縮、財務体質の改善及び中長期的に企業価値の向上が期待されます。本新株式及び新株予約権の発行並びに行使によって調達される資金は、フィスコ・グループ傘下のイー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式の取得及びネット中国での子会社設立資金として充当される予定です。その結果、当社の収益性が回復し、今後の成長基盤を確立することによって当社の企業価値を中長期的に向上させることを目的としており、その資金使途は合理的であると判断しております。

### 3. 調達する資金の額及び使途

#### (1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

① 調達する資金の総額	674 百万円
(内訳) 新株式の発行による調達額	99 百万円
新株予約権の発行による調達額	574 百万円
転換社債型新株予約権付社債の発行による調達額	-
② 発行諸費用の概算額 (主な内訳)	13 百万円
有価証券届出書等開示資料作成費用	1 百万円
弁護士費用	2 百万円
登記費用等	3 百万円
その他費用	7 百万円
差引手取額	661 百万円

- (注) 1. 転換社債型新株予約権付社債の発行については、当社に対する全債権(549,021,581円、その内金銭債権510,716,581円(返済予定平成27年2月27日及び平成27年5月21日)と営業債権38,305,000円(返済予定平成24年6月25日))の内の540,000,000円の相殺による払込であります。本新株予約権の発行については、当社に対する全債権(549,021,581円、その金銭債権510,716,581円(返済予定平成27年2月27日及び平成27年5月21日)と営業債権38,305,000円(返済予定平成24年6月25日))の内代金4,027,616円との相殺による払込です。)の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)です。なお、残債務については、別途弁済致します。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、又は当社が当該新株予約権を取得消却した場合には、上記手取概算額は減少致します。
4. 本新株予約権の行使が予定通りなされない場合には、資金使途の内容及び支出予定時期の見直しを図る可能性がございます。
5. 登記費用につきましては、転換社債型新株予約権付社債の転換及び新株予約権の行使時期により変動する可能性がございます。

#### (2) 調達する資金の具体的使途

##### ① 新株式発行及び新株予約権発行による資金調達

新株式発行及び新株予約権発行による資金調達の具体的な使途については、以下のとおりであります。

##### i. 中国進出に伴う子会社の設立

具体的な使途	金額	支出予定時期
中国完全子会社設立費用	10 百万円	平成 24 年 7 月
設備資金	10 百万円	平成 24 年 8 月
運転資金①人件費	60 百万円	平成 24 年 8 月～平成 26 年 7 月
運転資金②その他	15 百万円	平成 24 年 8 月～平成 26 年 7 月

合計金額	(注 1) 95 百万円	
------	--------------	--

中国子会社の設立目的については2項「募集の目的及び理由」および本日開示の「海外子会社設立のお知らせ」に記載のとおりであります。

なお、管理方法については、当社経理部門で管理し、必要資金に応じて中国子会社に送金する方法をとる予定です。

ii. イー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式取得及び連結子会社化

具体的な使途	金額	支出予定時期
イー・旅ネット・ドット・コム株式会社株式取得並べに取得関連費用	567 百万円	平成 24 年 7 月

(注) 1. 株式会社フィスコ（以下、「フィスコ社」といいます。）が保有するイー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式（議決権比率 66.67%）を取得することにより、同社を当社の連結の範囲に含める予定であります。イー・旅ネット・ドット・コム株式会社はインターネット旅行業界において、顧客のニーズに対応するオーダーメイド型提案によるウェブ・マーケティングを得意分野としており、同社の安定的な収益基盤と期待しております。

2. 以上のような具体的な資金使途に対し、調達面で確実な権利行使が見込まれない新株予約権の発行による資金調達方法を選択しましたが、これは以下の理由によるものであります。フィスコ社は、イー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式譲渡日以降に新株予約権を行使する意向があります。新株予約権の行使と同時に当社はフィスコ社の連結の範囲に含まれ、イー・旅ネット・ドット・コム株式会社も結果的にフィスコ社の連結対象会社のみとなります。それは、フィスコ社と当社が検討した企業再編の結果であり、当社も新グループの中で新たな役割を担うこととなります。また、フィスコ社が当社の財務デューデリジェンスを実施した際に、本年度中に当社の財務諸表各項目を精査し、当社が新年度を名実共に新体制で構築できるように必要な経理処理を講じるため、行使の時期を選択できる新株予約権という形式をとりました。当社にとっては、フィスコ社が早期に新株予約権の行使により、当社がイー・旅ネット・ドット・コム株式会社の取得ができること、それに伴い、当社グループにおける財務体質の改善より、取引業者に対して積極的に受注のための営業活動を展開することが可能となります。

3. イー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式取得の理由については2項「募集の目的及び理由」および本日開示の「イー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式の取得（連結子会社化）及び事業開始に関するお知らせ」に記載のとおりです。

なお、当該資金調達の使用については7月中に実施する予定ですが、当社は7月中に企業再編を終了することにより、新年度である第 29 期を新体制で迎えたいと考えております。具体的にフィスコ社を純投資に伴う持株会社、当社は実業を伴う事業会社の持株会社としてそれぞれの役割を検討しております。

② 転換社債型新株予約権付社債発行による資金調達

本転換社債型新株予約権付社債が株式に転換された場合は、当社の債務と相殺するため、手取りは発生致しませんが、負債が株主資本となり自己資本の充実につながります。また、当社の債権をフィスコ・グループが保有することになった経緯につきましては、前述のとおりであります。なお、今回のファイナンスにより、フィスコが保有する金銭債権全額が、転換社債型新株予約権付社債の対象となっております。そのため、フィスコが転換社債型新株予約権付社債を株式にすべて転換した時点でフィスコ・グループに対する当社の債務は解消される見込であります。

4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債発行については、既存債務との相殺となりますが、資本へ振替ることにより債務の圧縮、財務体質の改善及び企業価値の向上が期待されます。また、本新株式及び新株予約権の発行並

びに行使によって調達される資金は、中国での子会社設立及びフィスコ・グループ傘下のイー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式の取得資金として充当される予定です。その結果、継続企業のための安定した財務基盤を確保し、その上で当社の収益性が回復し、今後の成長基盤を確立することによって当社の企業価値を中長期的に向上させることを目的としており、その資金使途は合理的であると判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### ・新株式発行

発行価額につきましては、株式会社大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場（以下、「大証JASDAQ市場」といいます。）における当社普通株式の平成24年6月18日開催の当社取締役会決議の直前日の終値である25,700円を参考に23,450円（ディスカウント率8.75%）と致しました。

発行価額につきましては、割当予定先と十分に協議し、当社の発行済株式総数と本第三者割当増資等により発行される新株式数、株式市場における当社株式の流動性、発行後のEPSへの影響及び株式市場の諸要因、前期まで4期連続の純損失を計上するような状況が存在していること等、当社のおかれている状況を考慮して決定したものであります。

この発行価額は、取締役会決議日の前営業日までの1ヶ月間の終値の平均価額23,775円に対して1.37%のディスカウント、同3ヶ月間の終値の平均価額25,784円に対して9.05%のディスカウント、同6ヶ月間の終値の平均価額26,044円に対して9.96%のディスカウントとなっており、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な発行には該当しないと判断致しました。また、当社監査役会から、上記算定根拠に照らし、本第三者割当増資による新株式発行は有利発行に該当しない旨の意見が示されております。

#### ・新株予約権

##### 新株予約権の発行条件の合理性に関して

行使価額につきましては、割当予定先であるフィスコ社との間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直近取引日（平成24年6月15日）大阪証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値である25,700円から8.75%ディスカウントした23,450円と致しました。なお、当該直近取引日までの1か月間の終値平均23,775円に対する乖離率は $\Delta$ 1.37%、当該直近取引日までの3か月間の終値平均25,784円に対する乖離率は $\Delta$ 9.05%、当該直近取引日までの6か月間の終値平均26,044円に対する乖離率は $\Delta$ 9.96%となっております。

当社といたしましては、当社を取り巻く事業環境を考慮し、平成24年3月15日に開示致しました平成24年7月期第2四半期決算短信及び平成24年6月14日に開示致しました平成24年7月期第3四半期決算短信における当社の業績及びその予測を織り込んだ取締役会決議日の前営業日の市場価格が当社の株式価値を反映していると考えことから、当該直近取引日の終値が当社普通株式の適正な価格であると判断し、この価格と乖離のない25,700円を基準価格として設定しこの価格から8.75%ディスカウントした23,450円を行使価額と致しました。行使価額のディスカウント率を8.75%とした経緯と致しましては、当社と割当予定先との行使価額における交渉の経緯として、当該平成24年7月期第2四半期及び第3四半期の業績を織り込んだ株価である平成24年3月16日から平成24年6月15日の期間における、22,150円から29,350円までの株価推移を前提として、最終的に行使価格の交渉を行いました。また既存株主への株式の希薄化、行使価格の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、限られた資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、今後の事業展開は更に厳しいものとなるため、行使価格についても、発行条件の調整を行った結果によるものとなります。

また、発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。今回、第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社（東京都渋谷区）による算定の結果として、基準となる当社株価25,700円（直近取引日（平成24年6月15日））、行使価額23,450円、当社普通株式

の価格変動性（ボラティリティ）65.60%（平成24年4月～平成24年5月の日次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2か月、リスクフリーレート0.10%（評価基準における2か月物の日本国債金利）、配当率0%、任意取得条項、株式への転換の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき2,013,807.936円との算定結果を得ております。

## 任意取得条項を採用した理由に関して

特に今回は、当社の今後の事業回復、海外展開による事業価値の増大を予想し、発行体である当社による本新株予約権の取得条項に規定する当社の任意取得条項（以下「取得条項」といいます。）を付加したのが特徴であります。任意取得条項の考え方として、計算された代替資金調達コスト（下記iiをご参照下さい）に基づき、株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。例として、業績の回復などの理由により株価が上昇し、別の有利な資金調達が実行できた場合、取得条項を発動することを一般的に想定されております。

また、本新株予約権の公正価値の算定において、株価が37,854円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて本新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから合理性と妥当性があると判断しております。

一方、取得条項を設けることは、割当先であるフィスコ社にとっては、株価上昇に伴い本新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず当社の任意による本新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からのデメリットであり、行使価格を異にするオプションを付与していることと同一であり、本新株予約権の価格を減価する要因となります。

## モンテカルロ・シミュレーションの算定前提条件に関して

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成24年9月3日）に時価が行使価額以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

ii. 本新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、本新株予約権に規定する当社の任意取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは61.425%（修正CAPMにより算定した株主資本コスト7.745%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分53.68%を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額23,450円に代替資金調達コスト分14,404円（差額）を加えた37,854円（行使価額23,450円×（代替資金調達コスト61.425%+100%）：少数点以下切捨て）としております。株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、発行価額と同額での本新株予約権の取得が可能としております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価 = (行使時株価 × 発行済株式総数 + 行使価額 × 行使による発行株式数) / (発行済株式総数 + 行使による発行株式数)

なお取得条項の発動時の株価水準である37,854円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が32,104円に低下するとの前提としております。

行使後の株価 = (37,854円 × 36,682株 + 23,450円 × 24,374株) / (36,682株 + 24,374株) = 32,104円

iv. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1 営業日あたり 2 株（最近2か月間の日次売買高の中央値である12株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等に関する内閣府令」の25%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%～50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定しております。また当社では過去において当該自己株式の取引はなく、また将来においても自己株式の取引の予定はありませんが、その当該前提条件の水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

本新株予約権の行使価額は、第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社から算定された公正価値と同額を発行価額にしているため、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断致しました。

当社取締役会では、この度調達する資金の債務充当、収益性の向上による業績回復及び財務体質の改善という今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢などを統合的に考慮するとともに、本第三者割当増資等の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役会に出席した取締役全員の賛成により新株予約権の発行につき決議致しました。また、当社監査役会から、上記算定根拠に照らし、本第三者割当増資による新株予約権の割当につき、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

## ・新株予約付社債

### 新株予約権付社債の発行条件の合理性に関して

転換価額につきましては、割当予定先であるフィスコ社との間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直近取引日（平成24 年 6 月 15 日）大阪証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値である25,700円から8.75%ディスカウントした23,450円と致しました。なお、当該直近取引日までの1 か月間の終値平均23,775円に対する乖離率は $\Delta 1.37\%$ 、当該直近取引日までの3 か月間の終値平均25,784円に対する乖離率は $\Delta 9.05\%$ 、当該直近取引日までの6 か月間の終値平均26,044円に対する乖離率は $\Delta 9.96\%$ となっております。

当社といたしましては、当社を取り巻く事業環境を考慮し、平成24年3月15日に開示致しました平成24年7月期第2 四半期決算短信及び平成24年6月14日に開示致しました平成24年7月期第3 四半期決算短信における当社の業績及びその予測を織り込んだ取締役会決議日の前営業日の市場価格が当社の株式価値を反映していることから、当該直近取引日の終値が当社普通株式の適正な価格であると判断し、この価格と乖離のない25,700円を基準価格として設定しこの価格から8.75%ディスカウントした23,450円を転換価額と致しました。転換価額のディスカウント率を8.75%とした経緯と致しましては、当社と割当予定先との転換価額における交渉の経緯として、当該平成24年7月期第2 四半期及び第3 四半期の業績を織り込んだ株価である平成24年3月16日から平成24年6月15日の期間における、22,150円から29,350円までの株価推移を前提として、最終的に転換価格の交渉を行いました。また既存株主への株式の希薄化、転換価格の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、限られた資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、今後の事業展開は更に厳しいものとなるため、転換価格についても、本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されず、利率1%のみであることを踏まえ、発行条件の調整を行った結果によるものとなります。

また、発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総額買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。今回、第三者機関であるエースターコンサルティング株式会社による算定の結果として、基準となる当社株価25,700円（直近取引日（平成24年6月15日））、転換価額23,450円、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）33.41%（平成23年6月～平成24年5月の月次末株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間1年、リスクフリーレート0.10%（評価基準における1年物の日本国債金利）、配当率0%、任意繰上償還条項、株式への転換の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を

参考に公正価値評価を実施し、本付属新株予約権1個につき750,628.364円との算定結果を得ております。

#### 本新株予約権付社債の繰上償還条項を採用した理由に関して

今回は、当社の今後の事業回復、海外展開による事業価値の増大を予想し、発行体である当社による本新株予約権付社債の繰上償還条項に規定する当社の任意取得条項（以下「取得条項」といいます。）を付加したのが特徴であります。取得条項の考え方として、計算された代替資金調達コスト（下記iiをご参照下さい）に基づき、株価が当該価額を超えた場合、本付属新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、当社が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。例として、業績の回復などの理由により株価が上昇し、別の有利な資金調達が実行できた場合、取得条項を発動することを一般的に想定しております。

また、本付属新株予約権の公正価値の算定において、株価が37,854円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて本付属新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから合理性と妥当性があると判断しております。

一方、取得条項を設けることは、割当先であるフィスコ社にとっては、株価上昇に伴い本付属新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず当社の任意による本付属新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からのデメリットであり、転換価額を異にするオプションを付与していることと同一であり、本付属新株予約権の価格を減価する要因となります。

#### モンテカルロ・シミュレーションの算定前提条件に関して

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

i. 割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成25年7月3日）に時価が転換価額以上である場合に本付属新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

ii. 本付属新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が転換価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、本新株予約権付社債の繰上償還条項に規定する当社の任意取得条項（以下「取得条項」といいます。）を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは61.425%（修正CAPMにより算定した株主資本コスト7.745%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分53.68%を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、転換価額23,450円に代替資金調達コスト分14,404円（差額）を加えた37,854円（転換価額23,450円×（代替資金調達コスト61.425%+100%）：少数点以下切捨て）としております。株価が当該価額を超えた場合、本付属新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、額面金額と同額での本新株予約権付社債の取得が可能としております。

iii. 株価の希薄化については、時価よりも低い転換価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

転換後の株価＝（転換時株価×発行済株式総数+転換価額×転換による発行株式数） / （発行済株式総数+転換による発行株式数）

なお取得条項の発動時の株価水準である37,854円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が32,299円に低下するとの前提としております。

転換後の株価＝（37,854円×36,682株+23,450円×23,028株） / （36,682株+23,028株）＝32,299円

iv. 株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり2株（最近2か月間の日次売買高の中央値である12株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等に関する内閣府令」の25%ルール（自己株式の買付けに伴う相

場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%~50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定しております。また当社では過去において当該自己株式の取引はなく、また将来においても自己株式の取引の予定はありませんが、その当該前提条件の水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また本付属新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

有利発行の該当に該当しない判断した理由及び過程に関して

本付属新株予約権の発行の条件に関しては、公刊物に掲載された裁判所判例等事例により、発行時点における本付属新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された本付属新株予約権の払込金額とを比較し検討を行っております。つまり当社は本付属新株予約権により当社が得ることのできる経済的利益すなわち本付属新株予約権の実質的な対価と本付属新株予約権の公正価値とを比較し、本付属新株予約権の実質的な対価が本付属新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本付属新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断致しました。なお実質的な対価は、本社債の券面総額540百万円に対する1年の利息相当額は21,600,000円程度(利息相当額=540,000,000円×(当社の長期借入金平均利率4%×1年))であり、本付属新株予約権の公正価値である9,903,770円(本付属新株予約権の1個当り公正価値750,628.364円×6個+本新株予約権付社債金利(5,400,000円))を上回る水準であります。

当社取締役会では、この度調達する資金の債務充当、収益性の向上による業績回復及び財務体質の改善という今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢などを統合的に考慮するとともに、本第三者割当増資等の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役会に出席した取締役全員の賛成により転換社債型新株予約権付社債の発行につき決議致しました。当社監査役会から、上記算定根拠に照らし、本第三者割当増資による転換社債型新株予約権付社債の発行につき、本転換社債型新株予約権付社債の発行は有利発行には該当せず適法である旨が示されております。

なお、当社並びにフィスコ社から独立した者から当該大規模な本第三者割当増資等についての意見の聴取のため、過去において当社と人的関係、取引関係及び出資関係のない独立した者として、公認会計士・税理士 田中稔氏、ウエルインベストメント株式会社 代表取締役社長 瀧口匡氏、ボナファイデコンサルティング株式会社 代表取締役 杉本眞一氏の3氏を選定し(田中稔氏は当社社員が前職での投資案件において評価を依頼した経緯がありその際の評価の適切さを鑑み依頼した。瀧口匡氏、杉本眞一氏については田中稔氏の紹介による)、当該3名を構成員とする第三者委員会(委員長:田中稔氏、以下「本第三者委員会」といいます。)に対し、本第三者割当増資等に関して、募集の目的及びその条件、資金調達の額、手取金の使途、割当先の選定理由、募集後の大株主その他必要と思われる事項について説明したうえ、本第三者割当増資等に関する必要性及び相当性について意見を求めました。当社が本第三者委員会から平成24年6月15日付で入手した本第三者割当増資等に関する意見の概要は以下のとおりであります。

(本第三者委員会の意見の概要)

第三者割当による新株式発行の資金調達及び転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の転換並びに新株予約権の行使は、当該方法が株主の議決権の希釈化を伴う。特に、希釈化率が25%以上となる場合には、資金調達の必要性並びに他の資金調達手段との比較を通して、当該第三者割当を選択することの相当性及び各発行条件の内容の相当性について、経営者から独立した者による意見を入手し相当性を確認するか、あるいは当該株主の意思確認が求められている(大阪証券取引所 企業行動規範に関する規則第2条)。そこで株式会社ネットインデックス(以下、「N I X」という。)は、既存株主構成を勘案し少数株主の利害を十分に考慮しうる公正な第三者委員会を組成し、本取引に関して意見を求めることとした。

当委員会は、本第三者割当等の3つの資金調達の選択(金額の必要性、相当性、選択の妥当性)とその発行条件を慎重に議論した。すなわち、中国進出の確実な資金調達としての新株式発行、債務負担を減少させ安定した財務基盤を構築するための新株予約権付社債の発行、出資予定者との企業再編を勘案

した新株予約権の発行の選択と発行条件の妥当性の検証である。

まず、当委員会では具体的な資金使途に対し、本来的には新株式発行による第三者割当増資をもって資金調達をすべきでないかと考え、新株割当については資金使途との関係から金額の必要性、相当性があり選択は妥当と判断した。

次に新株予約権付社債及び新株予約権の発行について議論した。

当委員会では具体的な資金使途すなわち、債務圧縮と子会社取得に対し、本来的には新株式発行による第三者割当増資をもって資金調達をすべきでないかとN I Xに尋ねたところ、N I X側の事情と出資者側の事情を十分に検討すべきことが判明した。

N I X側の事情としては、過去にいろいろな調達の道を探ったが、直接、間接金融ともに難しく、また親会社のインデックス社にも同社の財務事情から支援は到底難しいということであった。そのような中で慢性的な資金の逼迫が生じ、その現状を考慮した場合、N I Xは、事業継続（ゴーイング・コンサーン）の疑義に直面していると言わざるをえない。そのような中で、財務支援を中長期的に受け入れる先を見つけるのは非常に難しく、また、そのような先にとってN I Xがインデックス社傘下であることが一つのハードルになるとのことであった。そのような中で、インデックス社のサポートを受けながらフィスコ・グループと交渉の機会をもつことができ、フィスコ社が資本提携についてN I Xと検討を進めることを受諾した。N I Xとしてフィスコ社の出資条件をある程度受諾することは理解できる。

一方、フィスコ社としては、資本参加に当たり、N I Xの事業継続性と自社グループの企業価値向上の観点から、持分割合の過半数を取得することを一つの指標として、具体的な検討に入ったと伺った。フィスコ社としては大規模な資本提携につき下記のような出資方法を提案することは理解できる。

フィスコ社が既に保有しているN I Xの債権約5.4億円については、D E Sも検討したが一旦権利行使のタイミングを選択できる新株予約権付社債に転換して、N I Xの自助努力を見極め、その結果として新株予約権を行使したい旨の意向があったと伺った。

また、イー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式の取得約6億円を見込み、これに対する資金調達としてフィスコ社に新株予約権を付与しているが、具体的な資金使途に対し、調達面で確実な権利行使が見込まれない新株予約権の発行による資金調達方法を選択している。当委員会としては再度にわたり第三者割当による新株式発行を優先させるべきでないかを検討した。その結果、N I Xとフィスコ社間で、フィスコ社が、N I X及びイー・旅ネット・ドット・コム株式会社を合わせた企業再編を今回の大規模な資本提携に際して検討しており、実際のオペレーションを吟味した上で再編の実効性の最終判断を下したいというフィスコ社の要望が強く、そのような時間的猶予を講じることのできるファイナンスの選択手段として新株予約権の付与が検討されたと伺った。

以上をふまえれば、短期間ではあるが、現場の状況を実際に把握した上で、全体としての債務負担軽減及び再編の実効性を確認する必要から、新株予約権付社債及び新株予約権のそれぞれの発行を資金調達手段として選択することは妥当であり、その金額の必要性及び相当性は十分理解しうるものであり、N I X及び双方の事情を勘案すると妥当なことと判断する。

また、本取引はN I X社に対して緊急性を極めて要する救済色の強い資金供給として、その必要について一定の理解はしうる。しかしながら、本取引は、希釈化率が100%を超えるため、既存株主の議決権を大幅に希釈化させるなど多大な不利益を与え、新たな支配株主の創出を行うという結果を伴い、市場の信頼性を欠くことにもなりかねないことを否定できない。

そもそも本取引のように既存株主ではなかった者を新たに支配株主とすることを内容とし、同時に将来長期にわたる事業提携を予定するという実態を見ると、会社の基本方針を変更させる組織変更に類する側面がある。会社法は組織変更行為については株主総会決議の承認を得ることをその要件としている。

したがって、第三者委員会は、本取引の実態効果を重視して、本取引の相当性については株主に判断させることが望ましく、株主の承認が得られた場合には、資金調達の必要性、事業提携によって得られるシナジー等を総合考慮して、本取引についての相当性が担保されるものと考えた。

上記検討を踏まえて、第三者委員会は、N I Xに対して、上記株主の意思確認を得ることが望ましい旨のコメントをしたところ、N I X、社債及び新株予約権引受先が指名する取締役候補者である中道賢一氏、石原直樹氏及び張偉氏並びに監査役候補者である松崎祐之氏の各役員選任に関する議案が平成24年5月21日開催のN I X臨時株主総会において承認されており、これは将来的な企業価値向上のための経営陣刷新の承認であり、企業価値向上のために財務体質健全化のための資本充実及び収益構造の転換のための資本増強を必要な手立ての可能性を実質的に認めるものであるとの説明を受けた。

次に当委員会は、新株式発行、新株予約権付社債及び新株予約権の3つの資金調達に関してそれぞれの発行条件等について検討を加えた。その結果は次のとおりである。

新株式発行については過去の株価の推移、N I X のリスクなどを勘案して決定されており、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な発行には該当しないと判断した。

新株予約権付社債及び新株予約権に係るオプション料については第三者により評価された金額を採用し、その金額についても算定根拠、経済事情を考慮したうえでN I X も理解しており、本発行価額実体は割当予定先に有利な価額ではないこと、更に本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、社債及び新株予約権の発行は有利発行に該当しないと判断される。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当増資等につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

そして、平成24年6月18日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討された結果、既存株主への影響を勘案しましても、本第三者割当増資等の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断致しました。

## (2) 発行数量及び株式の希積化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株の発行によって増加する当社の普通株式の数4,262株に係る議決権の数は、4,262個であります。また本新株予約権が全て行使された場合に発行された当社の株式の数は24,486株に係る議決権の数は、24,486個であります。さらに、本新株予約権付社債が全て転換された場合に発行された当社の株式の数は23,016株に係る議決権の数は、23,016個であり、希積化率が本第三者割当増資等前の発行済株数の141.1%にあたり、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第2条で定める希積化率25%以上の第三者割当増資に該当します。しかしながら、今回のファイナンスは、「4. 調達する資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、将来的に事業の成長および収益の基盤の改善に寄与すると考えられます。したがって、中長期的にはEPSの増加することが期待できると考えられます。

一方、今回の新株式発行による資金調達ができない場合は、当社が考える今後の事業展開に支障をきたすことが予想され、また財務体質の改善が図れなければ、他の手段による資金調達も困難になることが想定されます。以上により、本新株式及び本新株予約権並びに本転換社債型新株予約権付社債の発行に伴って大規模な希積化が生じることとなりますが、当社取締役会では、当社を取り巻く厳しい経営環境を加味し、当社の債務の圧縮を実現するとともに、手許資金を成長戦略の基盤となる設備投資に投下することにより、当社の今後の業績回復と信用力及び企業価値の向上が期待されることから、本第三者割当増資等による発行数量及び株式の希積化の規模は合理的であると判断しております。

なお、希積化率が25%以上の第三者割当増資であるため、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条の規定に基づき、「経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手」の手続きを行うために設置した第三者委員会の意見書をもとに、討議を尽くしたうえで、取締役会にて本第三者割当増資等を決議致しました。

(ご参考)

	増加する株式数	発行済株式総数	希積化率
平成24年6月18日現在	—	36,682	
新株式発行時	4,264	40,946	11.62%
新株予約権行使時	24,374	65,320	78.07%
転換社債型新株予約権付社債の株式転換時	23,028	88,348	140.85%

## 6. 割当先の選定理由等

### I. 新株式

#### (1) 割当先の概要

① 商号	株式会社アイキューブ
② 本店所在地	東京都中央区日本橋人形町一丁目7番10号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 李 毅

④ 事業内容	情報システム開発, ネットワーク構築, Webサービスの開発と運用		
⑤ 資本金の額	20,000千円		
⑥ 設立年月日	平成16年1月22日		
⑦ 発行済株式数	300株		
⑧ 事業年度の末日	11月末日		
⑨ 従業員数	10 (平成24年4月末現在)		
⑩ 主要取引先	ビットワレット(株)、(株)ストリームレ、ジェンドアプリケーションズ(株)、(株)エスパ、(株)ネットワールド、日本テンプレヴァン(株)、(株)リミックスポイント、(株)旅キャピタル、KDDI(株)、京セラコミュニケーションシステム(株)、(株)ウィルコム		
⑪ 主要取引銀行	(株)三井住友銀行、(株)東京三菱UFJ銀行、朝日信用金庫		
⑫ 大株主及び持株比率	李 毅 51.7% 李 堅 13.3%		
⑬ 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への概要状況	該当事項はありません。	
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位:百万円)		
	平成21年11月期	平成22年11月	平成23年11月期
純資産	26	27.4	29
総資産	272	225	242
1株当たり純資産(円)	87,124.26	91,479.98	98,426.64
売上高	297	304	306
営業利益	△3	4	△63
経常利益	0	1	4
当期純利益	0	1	2
1株当たり当期純利益	1,727.81	4,355.72	6,946.66
1株当たり配当金(円)	—	—	—

## II. 転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権

### (1) 割当先の概要

① 商号	株式会社フィスコ
② 本店所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 狩野 仁志
④ 事業内容	情報サービス事業、コンサルティング事業、インターネット旅行事業
⑤ 資本金の額	1,195百万円
⑥ 設立年月日	平成7年5月15日
⑦ 発行済株式数	73,394株
⑧ 事業年度の末日	12月末日
⑨ 従業員数	68名 (平成23年12月末現在) (連結)
⑩ 主要取引先	(株)QUICK、トムソン・ロイター・マーケッツ(株)、ヤフー(株)
⑪ 主要取引銀行	(株)三井住友銀行、(株)りそな銀行、(株)三菱東京UFJ銀行
⑫ 大株主及び持株比率	シークレッツ インベストメント インターナショナル リミテッド <sup>*</sup> 54.5% バンク オブ イースト アジア ノミニズ リミテッド <sup>*</sup> 4.2% 三木茂 3.4%

⑬ 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。		
	取引関係	経営指導及び経営コンサルティングに関して割当予定先に業務委託しております。		
	人的関係	割当予定先の常勤監査役1名が当社の社外監査役を兼任しております。		
	関連当事者の概要状況	該当事項はありません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態 (連結)	(単位：百万円)			
	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	
純資産	457	1,347	1,491	
総資産	816	1,493	1,879	
1株当たり純資産(円)	13,853.72	18,456.46	20,216.46	
売上高	1,033	881	1,125	
営業利益	4	△45	5	
経常利益	△4	△29	10	
当期純利益	△15	14	139	
1株当たり当期純利益	△454.46	225.31	1,971.25	
1株当たり配当金(円)	—	—	—	

## (2) 割当先を選定した理由

当社は、本第三者割当増資等にあたり、短期及び中長期のそれぞれの観点から当社の財務体質の改善が最重要事項と考え、主に①負債を削減して株主資本の充実を図ること、②将来的に当社の事業成長をサポートできる株主であること、③他の株主も含めた株主全体の利益に資すること、などの観点から、当社の事業戦略、資金需要の必要性、時期並びに経営方針、及び将来的な企業価値の向上につながる施策を理解していただける複数の投資家の中から割当先を模索してまいりました。フィスコ・グループのご紹介により、アイキューブ社が当社の事業モデルにご理解いただき、第三者割当の新株式の引受をいただくこととなりました。また、フィスコ社からは、債権との相殺払込による転換社債型新株予約権付社債へ変更することを快諾していただき、併せて新株予約権の引受をいただきました。引受各社の概要は以下のとおりであります。なお、アイキューブ社と反社会的勢力の関係につきましては、第三者調査機関である株式会社ディー・クエストによる調査の結果、該当がないとの回答を得ております。また、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。フィスコ社につきましては、株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場に上場しており、同社が株式会社大阪証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する基本的な考え方を株式会社大阪証券取引所のホームページにて確認することにより、同社、同社役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

### 株式会社アイキューブ (本社：東京都中央区 代表取締役：李 毅)

アイキューブは、日本及び中国において、情報システム開発、ネットワーク構築Webサービスの開発と運用等の事業を展開しております。同社のシステムの開発・構築及び運用実績は、携帯関係開発をはじめ、インターネット専業電器量販店のインターネットショップサイト、報道分野では「人民網日本語版」のサイト、電子マネー決済サイト、外国為替証拠金取引携帯サイト、大手旅行会社の社内基幹業務システムなど多岐にわたっております。また、独自の中国の人材を活用したオフショア開発体制を構築しており、中国市場を見据えた事業展開をすすめております。

同社とは、フィスコ社からご紹介を受け、当社事業の現状と業界でのポジショニング、今後の通信分野での当社の方向性について話し合いを進めた結果、当社の財務基盤の強化の必要性、当社の成長性及び将来性をご理解いただき、今回の増資引受に応じる旨、ご承諾いただきました。また、同社は当社の取引先である株式会社ウィルコムとの取引実績があることや携帯端末の開発実績が多くあり、同社の開発ノウハウを活かした商品開発が可能となるとともに、旅行会社の社内機関業務システムを開発していることから、連結子会社化するイー・旅ネット・ドット・コム株式会社のシステムの改善など、一定の

業務上のシナジー効果を創出することが可能な相手先であると判断いたしました。

株式会社フィスコ（本社：大阪府岸和田市 代表取締役社長：狩野仁志、大証JASDAQ市場：3807）

フィスコ社は、情報サービス事業、コンサルティング事業、インターネット旅行事業を主たる事業としており、公正・中立の立場から投資と相場への深い洞察に基づき、資産形成に資するサービスの提供をしております。当社の親会社であるインデックス社の平成24年3月26日公表の「債権譲渡契約締結及び特別損失の発生に関するお知らせ」のとおり、インデックス社が当社に対して保有する全貸付債権をフィスコ・キャピタル社と同社の子会社であるイー・旅ネット・ドット・コム株式会社に対して、譲渡致しました。フィスコ社は、当社の有する伝送技術を高く評価し、さらなる付加価値創造の可能性を認識していただき、当社の主要取引先である株式会社ウィルコムの新機種発売や積極的な拡売施策の実施により、今後業績向上が見込めることを総合的に勘案していただき、インデックス社が保有する当社の全ての債権を引き受けていただきました。

当社は、今後の事業再構築及び業績の回復を図るためには、財務体質の改善が不可避であることから、フィスコ・グループに対して、同社グループが保有する債権を、転換社債型新株予約権付社債に振り替えていただくことを提案し、両社間で協議を重ねてまいりました。その結果、フィスコ社に債権を集中管理していただいたうえで、当該債権を全額、転換社債型新株予約権付社債に振り替えていただくことをご了承いただきました。また、フィスコ社のさらなる資本参加を見据えて、新株予約権を付与することで合意致しました。

(3) 割り当てようとする株式及び潜在株式の数  
株式会社アイキューブ（4,264株）  
株式会社フィスコ（潜在株式数：47,402株）

#### (4) 株券等の保有方針

割当先であるアイキューブ社とは、保有方針に関して特段の取決めをしておりません。しかし、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず、第一義的には両社の業務シナジーを生み出すことを目的としたうえで、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却する可能性もあると言及されており、市場への影響を常に留意する方針と伺っております。また、当社は株式会社アイキューブから、払込期日より2年以内に処分及び割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、市場による売却を除き、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得致します。更に当該株式を担保提供又は貸株を行う場合は、事前に当社に報告することを書面で確認しております。

なお、フィスコ社につきましては、転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の割当であるため、特段の取決めをしておりませんが、株式への転換及び新株予約権の行使をした際には、親会社として中長期保有していただけると伺っております。また当該株式を担保提供又は貸株を行う場合は、事前に当社に報告することを書面で確認しております。

#### (5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、各割当先の払込みに要する財産の存在につきまして、アイキューブ社からは新株の引受けにかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書及び預金残高を証する書面を受領しており、その資金状況、かかる払い込みに支障は無い事を確認しております。フィスコ社からも同様に確認書に加え、銀行の残高証明を確認しており、その資金状況、かかる払い込みに支障は無い事を確認しております。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

### ①新株式発行

割当前	割当後
-----	-----

氏名又は名称	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の割合 (%)	氏名又は名称	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の 割合 (%)
株式会社インデックス	29,438	80.25	株式会社インデックス	29,438	71.90
エフェットホールディングス株式会社	781	2.13	株式会社アイキューブ	4,262	10.41
森本 友則	699	1.91	エフェットホールディングス株式会社	781	1.91
株式会社ソリトンシステムズ	400	1.09	森本 友則	699	1.71
ネットインデックス従業員持株会	391	1.07	株式会社ソリトンシステムズ	400	0.98
戸塚 仁	172	0.47	ネットインデックス従業員持株会	391	0.95
田中 芳邦	168	0.46	戸塚 仁	172	0.42
東神電気株式会社	138	0.38	田中 芳邦	168	0.41
有限会社ジャスティス	102	0.28	東神電気株式会社	138	0.34
平川 町江	99	0.27	有限会社ジャスティス	102	0.25
計	32,388	88.29	計	36,553	89.27

②新株式発行+転換社債型新株予約権付社債の株式転換行使+新株予約権の株式転換

転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の転換前			転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の転換後		
氏名又は名称	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の 割合 (%)	氏名又は名称	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の 割合 (%)
株式会社インデックス	29,438	71.90	株式会社フィスコ	47,402	53.65
株式会社アイキューブ	4,264	10.41	株式会社インデックス	29,438	33.32
エフェットホールディングス株式会社	781	1.91	株式会社アイキューブ	4,264	4.83
森本 友則	699	1.71	エフェットホールディングス株式会社	781	0.88
株式会社ソリトンシステムズ	400	0.98	森本 友則	699	0.79
ネットインデックス従業員持株会	391	0.95	株式会社ソリトンシステムズ	400	0.45
戸塚 仁	172	0.42	ネットインデックス従業員持株会	391	0.44
田中 芳邦	168	0.41	戸塚 仁	172	0.19
東神電気株式会社	138	0.33	田中 芳邦	168	0.19
有限会社ジャスティス	102	0.25	東神電気株式会社	138	0.16
計	36,553	89.27	計	83,853	94.91

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成 24 年 4 月 12 日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし

て記載しております。

2. 直近日現在（平成 24 年 6 月 15 日）の発行済株式総数は 36,682 株であります。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第 2 位を四捨五入しております。

#### 8. 今後の見通し

本第三者割当増資等による平成24年7月期の当社業績に与える影響は軽微であると判断しておりますが、転換社債型新株予約権の株式転換や新株予約権の行使等の開示の必要が生じた場合は、速やかにお知らせ致します。

#### 【企業行動規範上の手続き】

本第三者割当増資等は希釈化率が 25%以上であること及びフィスコ社が転換社債型新株予約権付社債の株式転換と新株予約権の行使を実行した時点で、フィスコ社が当社の発行済株式総数の 53.7%を保有する親会社となり、支配株主の異動が見込まれる事から、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第 2 条に定める手続きを履行するために、第三者委員会より意見書を受領しております。第三者委員会による意見の概要については、14 ページの（本第三者委員会の意見の概要）に記載しております。

#### 9. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近 3 年間の業績（連結）

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 7 月期	平成 23 年 7 月期
連結売上高	5,026 百万円	4,187 百万円	2,855 百万円
連結営業利益	△222 百万円	△15 百万円	△45 百万円
連結経常利益	△204 百万円	△101 百万円	△105 百万円
連結当期純利益	△485 百万円	△1,066 百万円	△160 百万円
1 株当たり連結当期純利益	△27,204 円	△30,078 円	△4,386 円
1 株当たり配当金	—	—	—
1 株当たり連結純資産	50,090 円	14,939 円	10,996 円

(注) 平成 22 年 7 月期は、決算期変更により平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日までの 16 ヶ月間となっております。

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成24年6月18日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	36,682 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	6,700 株	18.27%

##### (3) 最近の株価の状況

###### (i) 最近 3 年間の状況

	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 7 月期	平成 23 年 7 月期
始 値	252,000 円	34,600 円	32,800 円
高 値	420,000 円 ※130,000 円	57,000 円	91,000 円
安 値	198,000 円 ※25,000 円	24,250 円	24,000 円
終 値	38,000 円	30,200 円	36,950 円

(注) 1. 平成 22 年 7 月期は、決算期変更により平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日までの 16 ヶ月間となっております。

2. ※印は、株式分割による権利落後の株価であります。

(ii) 最近6ヶ月間の状況

	平成23年12月	平成24年1月	2月	3月	4月	5月
始 値	25,300 円	25,100 円	25,120 円	26,300 円	28,800 円	24,100 円
高 値	28,990 円	27,900 円	27,900 円	36,500 円	29,350 円	28,730 円
安 値	24,600 円	24,210 円	24,230 円	25,120 円	24,800 円	22,600 円
終 値	25,100 円	25,120 円	27,520 円	28,800 円	24,800 円	23,710 円

(iii) 発行決議日の前営業日における株価

	平成24年6月15日
始 値	25,000 円
高 値	25,700 円
安 値	25,000 円
終 値	25,700 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

発行期日	平成21年4月30日
発行株式数	18,750 株
調達資金の額	750,000,000 円
募集時点における発行済株式数	17,832 株
資金使途	借入金返済資金 事業運営資金 会社運営におけるコスト削減の為の資金
割当先	株式会社インデックス・ホールディングス

・新株予約権発行

発行期日	平成23年6月29日
発行株式数	272 個
当該発行による潜在株式数	6,800 株 (新株予約権1個につき25株)
発行価額	総額 1,539,928 円
調達資金の額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	301,600,128 円
募集時点における発行済株式数	36,582 株
資金使途	事業開発資金・事業運営資金
割当先	Brillance Hedge Fund Brillance Multi Strategy Fund

株式会社ネットインデックス新株式募集要項

(1) 発行期日	平成24年7月4日
(2) 発行新株式数	普通株式 4,264 株
(3) 発行価格	1株につき 23,450 円
(4) 発行価額の総額	99,990,800 円

(5) 資本組入額	1株につき 11,725 円
(6) 資本組入額の総額	49,995,400 円
(7) 払込期日	平成 24 年 7 月 4 日
(8) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当 株式会社アイキューブ (4,264 株)
(9) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

## 株式会社ネットインデックス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債募集要項

### 1 【新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）】

銘 柄	株式会社ネットインデックス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本付属新株予約権」という。）
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金540,000,000円 内金540,000,000円は当社に対する全債権（金銭債権510,716,581円（返済予定平成27年2月27日及び平成27年5月21日）と営業債権38,305,000円（返済予定平成24年6月25日））の一部（金540,000,000円）との相殺による払込であります。）。
各社債の金額（円）	金90,000,000円
発行価額の総額（円）	金540,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円相当とするが、本社債と引換えにする金銭の払込に代えて金銭以外の財産（当社に対する債権）を相殺する。 ただし、本付属新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないものとする。
利率（％）	年率1％
利 払 日	償還日
利息支払の方法	1. 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、償還日に支払う。 2. 1か年に満たない期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割をもってこれを計算する。 3. 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 4. 償還期日後は利息をつけない。 5. 本付属新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本付属新株予約権行使の効力発生日後はこれをつけない。 6. 利息の支払場所は、下記「申込取扱場所」とする。
償 還 期 限	平成25年7月3日
償 還 の 方 法	1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元本は、平成25年7月3日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

	<p>(3) 繰上償還</p> <p>当社は、発行日の翌日以降いつでも（以下、当社の指定する償還日を「任意償還日」という。）当該任意償還日からさかのぼって20営業日までに本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、その選択により、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、任意償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、株式会社フィスコに540,000,000円（額面90,000,000円の本社債6個）を割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成24年7月4日
申込取扱場所	東京都千代田区外神田六丁目5番12号 株式会社ネットインデックス経営企画部
払込期日	平成24年7月4日
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

- (注) 1. 今回行う第三者割当により発行される本新株予約権付社債については、平成24年6月18日(月)開催の当社取締役会の決議によります。
2. 本付属新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
3. 社債管理者の不設置  
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
4. 相殺の目的とする財産の内容は、当社に対する全債権（金銭債権510,716,581円（返済予定平成27年2月27日及び平成27年5月21日）と営業債権38,305,000円（返済予定平成24年6月25日）の代金との相殺による払込であります。）の内金540,000,000円であります。

(本新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ネットインデックス普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株制度は採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	本付属新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り上げ、現金による調整は行わない。

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本付属新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本付属新株予約権の行使に際しては、当該本付属新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本付属新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は23,450円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。 なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">             1株当たりの払込              交付株式数 × 価額         </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">調整後 転換価 額</td> <td style="padding: 0 10px;">=</td> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">調整前 転換価 額</td> <td style="padding: 0 10px;">×</td> <td style="border-right: 1px solid black; padding-right: 10px;">既発行 普通株 式数</td> <td style="padding: 0 10px;">+</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 0 10px;">時価</td> <td style="padding: 0 10px;">÷</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 0 10px;">既発行株式数+交付株式数</td> </tr> </table> <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合</li> <li>③ 当社の普通株式の株式分割等（当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう）をする場合</li> <li>④ 時価を下回る価額を持って当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額ともって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合</li> <li>⑤ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額ともって当社の普通株式を交付する場合</li> <li>⑥ 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合</li> <li>⑦ 本項に基づき転換価額が調整された場合において、本付属新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。</li> </ol> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <table style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">(調整前転換価額-調整後転換価額) × 調整前転換価 株式数</td> <td style="padding: 0 10px;">=</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; padding: 0 10px;">額により当該期間内に交付された株式数</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 0 10px;">調整後転換価額</td> </tr> </table> </div>	調整後 転換価 額	=	調整前 転換価 額	×	既発行 普通株 式数	+	時価	÷	既発行株式数+交付株式数	(調整前転換価額-調整後転換価額) × 調整前転換価 株式数	=	額により当該期間内に交付された株式数			調整後転換価額
調整後 転換価 額	=	調整前 転換価 額	×	既発行 普通株 式数	+	時価	÷	既発行株式数+交付株式数								
(調整前転換価額-調整後転換価額) × 調整前転換価 株式数	=	額により当該期間内に交付された株式数														
		調整後転換価額														

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 540,000,000 円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格 本付属新株予約権の行使により交付する当社普通株式 1 株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。</li> <li>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本付属新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</li> </ol>
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成 24 年 7 月 4 日から平成 25 年 7 月 3 日までの間、いつでも本付属新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。但し、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 東京都千代田区外神田六丁目 5 番 12 号 株式会社ネットインデックス経営企画部</li> <li>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</li> <li>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 東京都新宿区四谷 3 丁目 3 番 1 号 みずほ銀行 四谷支店（当座預金）</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本付属新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</li> <li>2. 本付属新株予約権の一部行使はできない。</li> </ol>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本付属新株予約権の取得事由は定めません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本付属新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本付属新株予約権の行使に際しては、当該各本付属新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は 1 個とし、合計 6 個の新株予約権を発行する。

2 本付属新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本付属新株予約権を行使しようとする本付属新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに

記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。

- (2) 本付属新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
- (3) 本付属新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）」の償還期限の定めにかかわらず、本付属新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

### 3 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

## 株式会社ネットインデックス 第10回新株予約権募集要項

### 1 【新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）】

#### (1) 【募集の条件】

発行数	2個（新株予約権1個につき12,187株）
発行価額の総額	4,027,616円 内金4,027,616円は当社に対する全債権（金銭債権510,716,581円（返済予定平成27年2月27日及び平成27年5月21日）と営業債権38,305,000円（返済予定平成24年6月25日））の内代金4,027,616円の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）。
発行価格	2,013,808円（1個）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年7月4日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ネットインデックス経営企画部 東京都千代田区外神田六丁目5番12号
払込期日	平成24年7月4日
割当日	平成24年7月4日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 四谷支店
その他	本新株予約権者は、本新株予約権の割当日に新株予約権1個につき1億円を預託し（以下、預託した金員を「預託金」という。）、または当社に対する元本1億円以上の債権を当社に譲渡することを予約する契約（以下「予約契約」という。）を締結し、かつ、預託金または予約契約を行使時まで継続していることを要するものとします。なお、預託金に利息は付さないものとします。 本新株予約権者が本新株予約権を行使した場合、預託金は、当該新株予約権の行使時の払込に充当し、また、予約契約は解除するものとします。 本新株予約権者は、行使期間内に本新株予約権を行使することを確約しておりませんが、行使期間内に本新株予約権を2個のうちいずれも行使しないときは、当社に対し、違約金として、行使しなかった本新株予約権1個につき1億円を支払うものとします。この場合、当社は、行使期間の末日の翌日に、預託金を違約金に充当し、または、予約契約に基づき債権譲渡を完結し、違約金の支払に代えて債権を取

	<p>得することができます。本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なるものであります。</p> <p>一定の条件を満たした場合は、当社の意向に基づき、当社からの本新株予約権の行使指示も、当社による本新株予約権取得も可能な内容となっており、当社にとって、より有利で柔軟な資金調達方法を選択することができます。</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>
--	--

- (注) 1. 今回行う第三者割当により発行される本新株予約権については、平成24年6月18日(月)開催の当社取締役会の決議によります。
2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込をすることとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3【第三者割当の場合の特記事項】1【割当予定先の状況】」をご参照ください。
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
5. 現物出資の目的とする財産の内容は、当社に対する債権549,021,581円(貸付債権501,459,907円、利息債権9,256,674円及び営業債権38,305,000円)の一部であります。
6. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ネットインデックス普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株制度は採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>(1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式24,374株とする。(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は12,187株とする。)但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項の規定に従って行使価額(同項第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以</p>

	<p>降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</li> <li>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、23,450円とする。但し、行使価額は第3項の定めるところに従い調整されるものとする。</li> <li>3. 行使価額の調整             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号及び第(5)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。                 <math display="block">\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{1株当たりの時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当普通株式数}}}</math> </li> <li>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）の調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</li> <li>② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</li> <li>③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

	<p>社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他</p> <p>① 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切り捨てる。</p> <p>② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)大阪証券取引所 JASDAQ 市場(取引所金融商品市場の統合、再編があった場合の統合された後の取引所金融商品市場を含む。以下「JASDAQ 市場」という。)金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を四捨五入する。</p> <p>③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p>
--	---

	<p>③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項の定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金 575,597,916 円</p> <p>(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額 4,027,616 円に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 571,570,300 円を合算した金額である。</p> <p>2. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した数とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成24年7月4日から平成24年9月3日までとする。別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p> <p>また、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に記載する組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ネットインデックス経営企画部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p>

	<p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 四谷支店</p>
新株予約権の行使の条 件	<p>1. 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日に新株予約権1個につき1億円を当社に預託し（以下、預託した金員を「預託金」という。）、または当社に対する元本1億円以上の債権を当社に譲渡することを予約する契約（以下「予約契約」という。）を締結し、かつ、預託金または予約契約を行使時まで継続していることを要する。なお、預託金に利息は付さない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>3. 本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条 件	<p>当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権1個当たり金2,013,808円の価額で残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。</p>
本新株予約権の取得請求 権	<p>本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から20営業日前までに事前通知を行い、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄1. 新株予約権の行使請求の受付場所に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代えて、次の条件にて新たに再編成対象会社の新株予約権を交付するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転契約が当社株主総会において承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数を交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p>

	<p>③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的に調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>④ 新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成の効力が生じる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>⑥ 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に準じて決定する。</p> <p>⑦ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄及び「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

- (注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。
  - (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
2. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行
- 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。
3. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
  - (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力を条件とする。

以 上